

資料21（午前）	平成31年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

平成30年度指定障害福祉サービス事業者等 （訪問系・相談系）の实地指導の結果について

1 報酬返還事例

①訪問系事業所

請求に関する算定誤り <算定基準 別表第1、地域算定基準 第1の1の(1)>

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・実際のサービス提供回数より多い回数で請求を行っていた。
- ・サービス提供実績記録票における算定時間数の記載誤りにより、実際の提供時間より多い時間数で算定していた。
- ・サービス提供時間が複数の時間帯（日中及び夜間）にまたがり、かつ3時間を超えている場合、夜間の時間帯の請求は「夜間増分」のサービスコードで算定すべきところ、「夜間」のサービスコードで算定していた。
- ・初回加算の算定要件を満たしていなかった。

※指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が初回等において指定居宅介護等を行った際に、サービス提供責任者が同行していなかった。

②相談系事業所

計画相談支援給付費の算定及び取扱い <算定基準1 計画相談支援費等>

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・基本報酬について、旧単価が適用される利用者に対し、新単価で請求していた。
- ・基本報酬の旧単価が適用される利用者に対し、初回加算を算定していた。
- ・サービス担当者会議実施加算について、継続障害児支援利用援助（モニタリング）の実施時に算定すべきところ、障害児支援利用援助（利用計画の作成時等）の実施時に算定していた。
- ・サービス利用支援を行った際は、1月につき所定単位数を算定するべきところ、1回の支援を2月にわたって請求していた。

資料21（午前）	平成31年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

2 指摘事例

①訪問系事業所

ア 変更の届出等 <法第46条第1項>

指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更等があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を届け出なければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・管理者・サービス提供責任者が変更になっていたにも関わらず、届出を行っていなかった。
- ・重要事項説明書、契約書及び運営規程で記載が異なっていた。

イ 契約支給量の報告 <指定基準 第10条第3項>

指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・報告を行ったことを証する書類を確認できなかった。

ウ 介護給付費の額に係る通知等 <指定基準 第23条第1項>

法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・利用者への通知の事実を証する書類が保存されていなかった。

エ 居宅介護計画の作成 <指定基準 第26条第1項>

サービス提供責任者は、利用者等の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・サービス提供にかかる所要時間及びサービスを提供する従業員の氏名等の具体的内容を記載していなかった。

資料21（午前）	平成31年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

オ 秘密保持等 <指定基準 第36条第2項、第3項>

従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。（第36条第2項）

他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。（第36条第3項）

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・雇用契約時に従業員から秘密保持に関する誓約書等を受領していない。
- ・あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていない。

カ 会計区分 <指定基準 第41条>

指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・介護保険事業と障害福祉事業で会計区分が同一であった。

②相談系事業所

ア 変更の届出等 <法第51条の25他>

相談支援事業者は、当該指定に係る相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更等があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を届け出なければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・相談支援専門員が変更になっていたにもかかわらず、届出を行っていなかった。

イ 勤務体制の確保等 <指定基準第20条第1項他>

利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めおくこと。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・従業者の勤務体制が定められていなかった。

資料21（午前）	平成31年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

ウ 記録の整備 <指定基準第30条第2項他>

利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定計画相談支援の提供した日から5年間保存しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・サービス担当者会議を開催していたにも関わらず、記録を作成していなかった。
- ・サービス等利用計画及びサービス担当者会議の記録が不備であった。
- ・計画作成会議の記録及び地域定着支援台帳が未作成であった。（一般相談）

関係法令

- 法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 指定基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- 算定基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- 解釈通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 留意事項通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、各々の法令をご確認ください。